



改定

# 寒川町 みどりの 基本計画

概要版



令和3年4月

 寒川町

## みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画であり、主として都市計画区域内における町のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。

## この計画で対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、日常生活で私たちの身近にある次のような様々なみどりを対象とします。

都市公園等のみどり



公共施設のみどり



住まいのみどり



民間施設のみどり



水辺のみどり



農地や樹林地のみどり



## みどりの役割 ～快適な環境づくり～

みどりは私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創り出し、安全・安心に暮らすために不可欠なもので、次のような役割を持っています。

### ◆都市環境の維持・改善

- ・CO2の吸収や大気の浄化など

### ◆防災・都市の安全性の確保

- ・災害時における避難場所の確保など

### ◆景観の形成

- ・寒川らしい町並み景観の創出など

### ◆生物多様性の保全

- ・生物生態系の維持など

### ◆健康・レクリエーション活動の場の提供

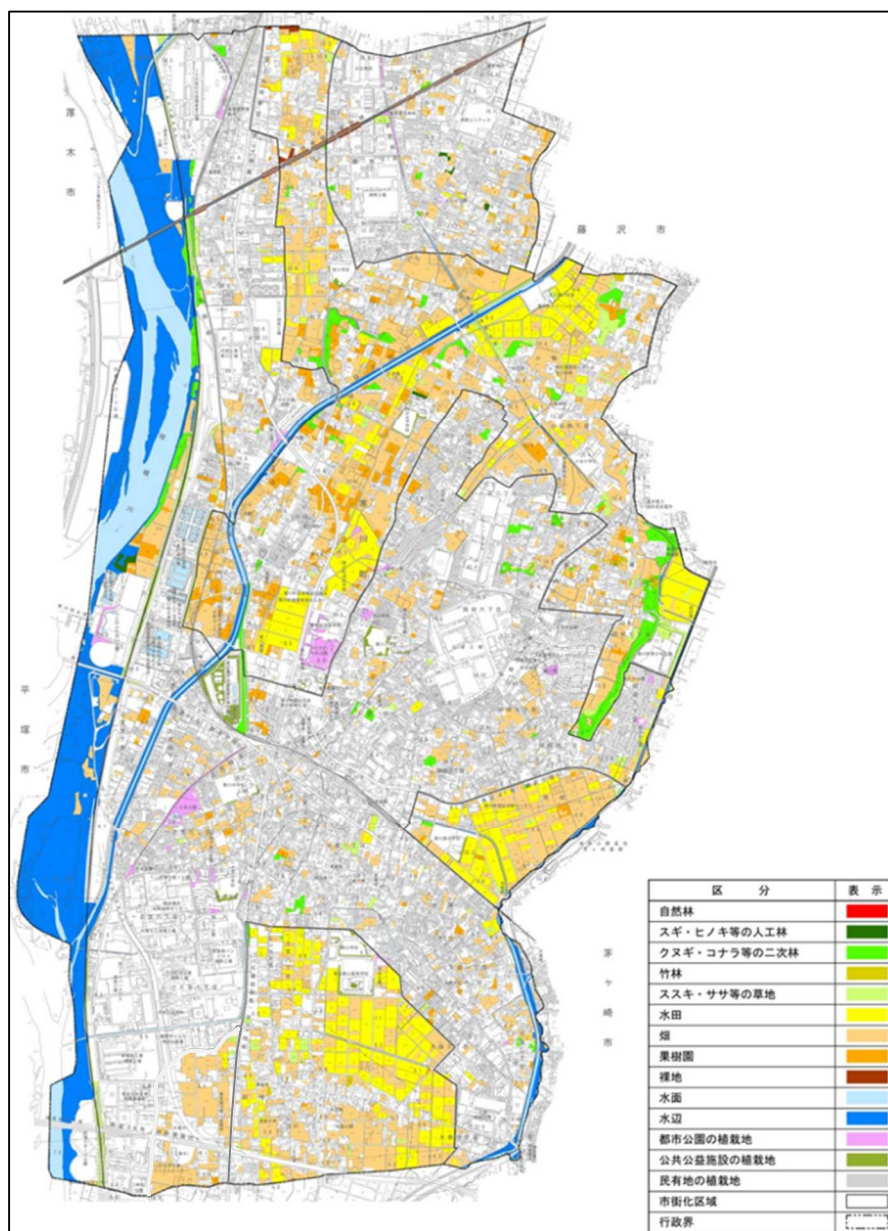
- ・自然とふれあう機会の提供など

### ◆生産活動の基盤

- ・農業生産活動の基盤確保

## みどりの概要

現在の寒川町におけるみどりの概要は、次のとおりとなっています。



植生現況図

- ・ 相模川、目久尻川、小出川と河川沿いの水田等水辺が特徴的な環境となっています。
- ・ 緑被率は 37.8%で、うち農地が 22.3%を占めています。樹林地は 1.5%とわずかとなっています。(緑被とは純粋に「緑」に覆われている場所を指しており、法律などで担保がされていない民有地なども含まれます)
- ・ 水田は減少、宅地は増加傾向になっています。
- ・ 緑地総量は 379.0ha、都市計画区域面積に対する割合は 28.25%となっています。
- ・ 都市公園の面積は 18.81ha で、一人当たりの都市公園面積は 3.91 m<sup>2</sup>/人で、神奈川県平均の 5.50 m<sup>2</sup>/人を下回っています。



## みどりの課題

寒川町のみどりの概要を踏まえ、現在抱えているみどりの課題を整理しました。

### ○みどりの保全のための課題

- ・相模川、目久尻川、小出川の水辺を骨格としたみどりの保全
- ・地球環境の保全と、相模川流域を一体的にとらえたみどりの保全

### ○みどりの創出のための課題

- ・みどりの都市づくり
- ・新たな都市づくりと緑地の保全・整備のバランスの確保

### ○みどりの整備のための課題

- ・町の特徴となる公園・緑地の整備
- ・身近な公園の適正な配置と維持管理

### ○みどりの継承のための課題

- ・公園の維持管理や緑化推進などの取り組みの強化
- ・行政、町民、関係団体、事業者との協働体制の構築

## みどりの将来目標

令和22年までの今後20年間を目標とした計画の目標水準を、次に示します。

目 標	現 況 令和2年 (2020年)	中 間 令和12年 (2030年)	目標年次 令和22年 (2040年)
都市公園※1の 町民一人当たり面積	3.91 m <sup>2</sup> /人	4.15 m <sup>2</sup> /人	4.89 m <sup>2</sup> /人
都市公園等※2の 町民一人当たり面積	11.80 m <sup>2</sup> /人	12.20 m <sup>2</sup> /人	13.30 m <sup>2</sup> /人

※1…都市公園とは公園、緑地、緑道を指します

※2…都市公園等とは都市公園に公共施設緑地（道路緑地、学校緑地、運動場等）を加えたものを指します



## みどりの将来像

### みんなでつくる 水とみどりの共生都市 さむかわ

～小さなみどりをむすび大きなみどりに育てるまち～

## みどりの基本方針

みどりの将来像の実現に向け、保全・創出・整備・継承の4つの視点から、基本方針を定めます。

### みどりの保全

- ・水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります
- ・残された希少な樹林地のみどりを守ります
- ・農のみどりを守ります

### みどりの創出

- ・暮らしに身近な日常のみどりを創出します
- ・寒川町の顔にみどりを創出します
- ・みどりと共生する新しいまちを創出します

### みどりの整備

- ・町の特徴となる公園を整備します
- ・みどりにふれあう身近な場所を整備します
- ・安全・安心のためのみどりを整備します

### みどりの継承

- ・水とみどり文化を醸成します
- ・みどりづくりを進める体制をつくります
- ・みどりづくりの制度を充実します

## みどりの基本施策

みどりの基本方針に基づき、施策の方向として18の大項目を掲げ、その中に32の小項目、さらに55のみどりの施策を設定し、具体的な実施内容を定めました。

### みどりの保全

- 施策の方向1：河川のみどりの保全
- 施策の方向2：生物多様性の保全
- 施策の方向3：まとまりある樹林地の保全
- 施策の方向4：社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全
- 施策の方向5：樹林地保全のための財源確保及び管理の推進
- 施策の方向6：農地の保全・活用

### みどりの創出

- 施策の方向7：大規模な民間施設の緑化
- 施策の方向8：まちの顔の緑化
- 施策の方向9：道路やインターチェンジ周辺の緑化
- 施策の方向10：環境共生都市の形成

### みどりの整備

- 施策の方向11：多様で特徴的な公園整備
- 施策の方向12：公園の適切な維持管理の推進
- 施策の方向13：計画的な都市公園等の整備
- 施策の方向14：身近にみどりにふれあう場の整備
- 施策の方向15：安全・安心のためのみどりの整備

### みどりの継承

- 施策の方向16：水とみどり文化の醸成
- 施策の方向17：みどりづくりを進める体制づくり
- 施策の方向18：みどりづくりの制度の充実

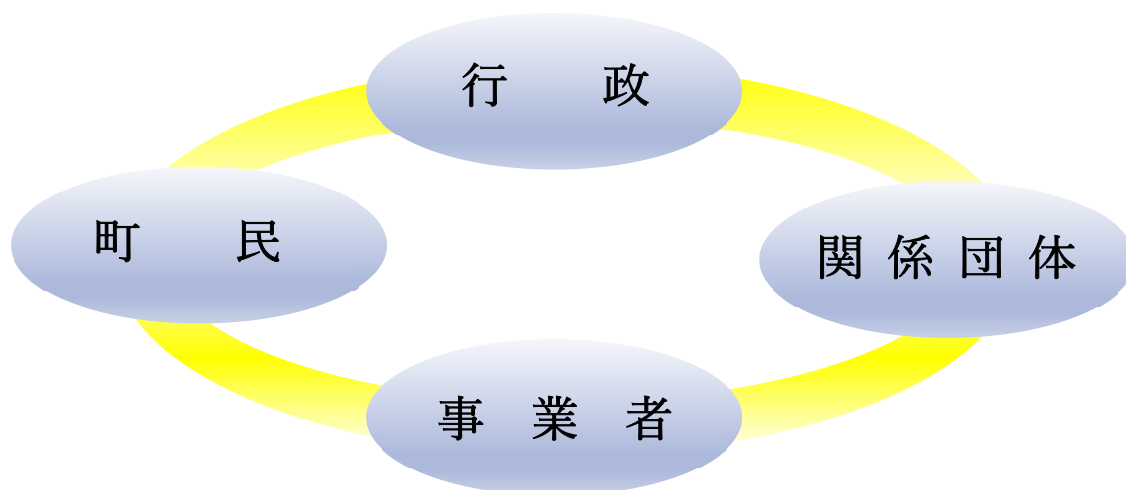
# みどりの将来構造





## 計画推進のための役割分担

本計画の将来像を実現し、みどり豊かなまちとするためには、行政・町民・関係団体・事業者が主体的に取り組を進めることが求められます。各主体がそれぞれの役割を認識し、様々な施策において主体的に、連携を図りながら取り組みを進めるため、各主体の役割を示します。



### ◇行政の役割◇

- ・ 施策の接触的な推進
- ・ 行政以外によるみどりづくりのバックアップする体制や制度の整備
  - ・ みどりに関する情報の発信
  - ・ 普及啓発、人材育成
- ・ 緑化推進のための関係構築
- ・ 行政が実施する施設整備の緑化

### ◇町民の役割◇

- ・ 家庭や地域における積極的なみどりの活動実施
- ・ みどりづくりの主体として広げる活動の輪

### ◇関係団体の役割◇

- ・ 行政とともに町民や事業者のみどり活動を支援
- ・ 積極的な活動展開

### ◇事業者の役割◇

- ・ 事業所の積極的な緑化推進
- ・ 地域のみどり活動への積極的な参加

## みどりの取り組み

現在、寒川町において取り組まれているみどりの活動の一部を紹介します。これらの活動により、寒川町の貴重なみどりが保全されています。今後も積極的にみどりの取り組みを支援し活動を推進してまいります。



さむかわエコネットによる  
自然観察の森 遊歩道づくり



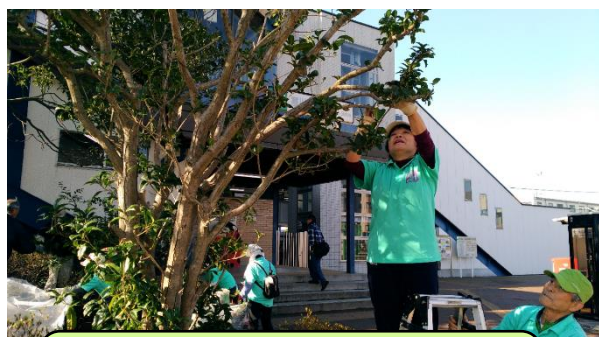
一般町民による  
川とのふれあい公園 花壇づくり



ⅢS（サンエス）の会による  
さむかわ中央公園 花壇の手入れ



さむかわエコネットによる  
旧目久尻川ふるさと緑道 遊歩道整備



ⅢS（サンエス）の会による  
寒川駅北口 植樹帯の手入れ



旧目久尻川ふるさと緑道 ホタル復活プロジェクト



## 改定 寒川町みどりの基本計画 概要版

平成8年 3月 策定

令和3年 4月 改定

寒川町 都市建設部 都市計画課 都市みどり担当

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-75-9906

E mail [mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp)